

富山県環境基本計画(第4次)【概要】

◆第1章 総論

1 計画策定の背景

現在の環境基本計画は、平成24年3月に改定しましたが、本県の特徴や新たな課題を踏まえながら、環日本海地域の環境・エネルギー先端県づくりに向けて、新しい計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

県総合計画の部門別計画として位置付けられるものです。

また、環境基本条例第11条の規定に基づき、快適で恵み豊かな環境の保全と創造に関する施策の基本的な考え方、長期的な目標、必要な推進事項を盛り込み策定します。

3 計画の期間

令和4年度から概ね10年後の令和12年度までとします。

4 対象地域

富山県全域及びその沿岸海域

5 計画の対象項目

- (1)人の健康の保護及び生活環境の保全(大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭、地下水障害)
- (2)自然環境の保全(地形・地質、植物、動物)
- (3)資源循環(廃棄物、水循環)
- (4)地球環境の保全(地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨、海洋ごみ等)
- (5)快適な環境づくり(身近な水や緑、すぐれた景観、歴史的文化的環境、清掃美化活動)

◆第2章 計画の目標

「水と緑に恵まれた環境が保全・創造され、人と自然が共生しながら、持続可能でウェルビーイング(真の幸せ)が向上した社会」

◆第3章 施策の展開

分野ごとの施策

第1節 脱炭素社会づくりの推進

1 温室効果ガス排出削減に向けた対策(緩和策)の推進

省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入促進、森林吸収源対策の推進、脱炭素型地域づくりの推進等

2 気候変動による影響の回避・軽減(適応策)の推進

気候変動影響や適応に関する情報の収集、提供及び調査研究、各分野(農林水産業、水環境・水資源、県民生活等)での適応策の推進

3 県の率先行動(新県庁エコプランの推進)

環境に配慮したオフィス活動、環境に配慮した物品等の調達

第3節 自然環境の保全

1 自然保護思想の普及・啓発

ナチュラリストの養成、ナチュラリストによる普及啓発

2 自然とのふれあい創出

場と機会の確保、景観づくり、歴史的文化的環境の活用

3 自然環境保全活動の推進

開発事業の指導や美化活動の展開等

4 生物多様性の確保

希少な野生生物の保護や外来生物の適切な管理等

5 人と野生鳥獣との共生

保護管理や被害を受けにくい地域づくりの推進

第4節 生活環境の保全

1 環境の状況の把握や環境汚染の未然防止

大気、水質等に関するモニタリングや保全対策の推進

2 環境改善対策等の推進

水質汚濁事故、土壤・地下水汚染、化学物質等の対策

3 県土美化活動の推進

幅広い地域での清掃美化活動の呼びかけ、意識の醸成

4 海洋ごみ・海岸漂着物対策の推進

使い捨てプラスチック製品の使用削減等発生抑制の推進

5 イタイイタイ病の教訓の継承と発信

イタイイタイ病資料館を核とした取組みの推進

第5節 水資源の保全と活用

1 水源の保全と涵養

地下水の保全と健全な森林の整備・保全

2 小水力発電など水資源の有効利用と多面的活用

中小河川や農業用水等を利用した小水力発電の整備等

3 水環境の保全

水辺の整備や清掃・美化活動、水環境づくりの推進

4 水を活かした文化・産業の発展

水文化の継承や産業の振興、水環境学習の推進等

分野横断的な施策

第6節 各分野に共通する施策の推進

1 環境影響評価や開発行為における環境配慮

大規模開発による環境への影響の未然防止

2 技術開発と調査研究の推進

環境・エネルギーに関する技術開発や調査研究の推進

3 環境教育の推進及び体験の機会の提供(人づくり)

幅広い世代が参画する環境教育の促進、人材育成

4 各主体の連携・協働によるエコライフ・環境保全活動の拡大(仕組みづくり)

様々な活動主体の連携協力の推進、エコライフの実践を促進する県民総参加での運動の展開

5 地域の活力が発揮されることを目指す地域循環共生圏の推進(地域づくり)

地域資源を活用した自立・分散型の社会づくり

6 環日本海地域の環境保全や国際環境協力の推進

海洋環境保全や越境大気汚染対策、国際環境協力の推進

7 環境情報の積極的な提供

環境に関する情報提供の充実、県民参加の促進

◆第4章 重点施策

本計画では、「特に対応を急がなければならない施策」、「本県の特徴を活かした富山らしさを発揮する施策」、「新たな課題に対応した施策」として重点的に進める施策を「重点施策」として位置付けます。次の3つの重点施策の推進を通してウェルビーイング(真の幸せ)の向上を目指します。

1 地域資源を活用したカーボンニュートラルの実現

地域課題の解決、地域の魅力と質の向上にも資する脱炭素社会への移行とエネルギー需給の安定の両立が図られるとともに、県民生活の質の向上や産業経済活動の活性化が図られることを目指します。

2 エコライフの実践拡大と快適で恵み豊かな環境の実現

地域資源の循環利用や環境教育、県民協働の環境保全活動の推進により、環境に配慮したライフスタイル(エコライフ)が定着するとともに、快適で安らぎのある生活環境や豊かで美しい自然環境の保全が図られ、快適で恵み豊かな環境の確保を目指します。

3 環境資源を活かした持続可能な地域の実現

世界に誇れる雄大な「立山黒部」や「世界で最も美しい富山湾」など、美しい山と海、豊かな水の恵みを「環境資源」として活かし、関係人口の増加や観光などによる持続可能な地域となることをを目指します。

◆第5章 計画の推進

1 県民、事業者、行政の役割とあらゆる主体の参加

県民、事業者、行政等の役割を示すとともに、具体的な取組例を提示しています。

2 計画の推進体制

環境とやま県民会議を中心に各種取組みを推進します。

各主体(県民、事業者、NPO等)との連携を促進します。

3 進行管理

(1)可能な限り定量的な評価指標を設定しています。

(2)毎年、県議会に対し、環境の状況及び施策に関する報告書を提出するとともに、「環境白書」により公表します。